

新基本計画(原案)の第4章のうち方向性2及び方向性3に対する委員からのご意見【第2部会】

資料1

No.	原案の記載内容(第4章)				意見及び対案	意見の理由	委員	部会委員	第1部会への意見の再掲	
1	第4章	全体			これは既にp27で提起されている各方向性とセットで考えなくてはいいけないでしょう。そこから繋がる「施策体系(p38)」で提起されている5つの柱は、言えば「私たち市民が生きるための経済的土台が、まずしっかりと前提にある」と考えたいと思います。その社会を構成する市民の労働の確保があり、その現実、現状の分析から、地域経済をいかに活性化していくかが問われてくるのでしょう。 その意味では、柱は「1 生活するための経済的土台の充実」「2 ここで生活する老若男女の社会保障の充実」「3 と同時に現時代を担っている者及び次世代を担う子供たちの教育環境の充実」「4 そのための仕組み・体制の充実」「5 そして上記を充実させるために千葉市が有している自然をいかに活用し、市民としての豊かさを充実させるか」という組み立てにするほうが良いのではないかと考えますが、いかがでしょうか？(これは素人考えですのであくまでも参考意見です)		細谷委員	○	○	
2	第4章				部会の構成上、都市政策やまちづくりに関しては第1部会、福祉関連に関しては第2部会の担当となっている。このこと自体は了解できるが、今後は『都市政策と福祉政策の統合』という視点や政策展開が重要であり(たとえば福祉施設や公的住宅を中心部など利便性の高いところに誘導・整備し、自動車交通を抑制して歩行者中心の街にしていくことが、福祉にとってもコミュニティや街づくりの点からも好ましい効果を生むなど)、したがって両部会の議論が縦割りのにならないよう、各々の政策領域の総合化を図っていくことが重要ではないか。		広井委員	○	○	
3	第4章	方向性2	基本方針	P51	「支えあい」と言った場合、そこには必ず「人の手」が必要になります。そこを社会的にどうみていくのが大きな課題になります。特に「保健・医療・福祉」は専門的な「人の手」が必要になりますし、「子育て」も「地域福祉」も「障害者の療育」も、この「人の手」が無くては成り立たないのが現状でしょう。その意味では、総合的に「地域福祉活動」を充実させる枠組み、器、人材確保(育成も含めて)の項目があつてはと思うのですが、いかがでしょうか。		細谷委員	○		
4	第4章	方向性2	2-1-3	P54	(千葉市は農業も盛んなので、)この項目を追加してはいいかがですか。 ・千産千消を推奨し、地元で採れる新鮮で安心な食材で、市民の食の安全を確保していきます。		伊藤委員	○		
5	第4章	方向性2	2-2 現状と課題	P55	「仕事と家庭生活の両立支援」は、女性に限らず男性にも求められる課題ですが、問題は、働く男女の労働環境にメスを入れていかなければならない面と同時に、保育所等で働く女性の労働環境も問題にしなければ解決していかないと考えられます。 「家庭の教育力の低下」「家庭の役割を再認識」と指摘されている点については、具体的にどういう問題をさして言っているのか？子供の学力の低下の原因や家庭の中で子供がどういう扱いを受けているのかの原因については、もう少し掘り下げた説明が必要かとも思われますが、いかがでしょうか。		細谷委員	○		
6	第4章	方向性2	2-2 現状と課題	P55	以下の内容を追加していただきたい。 「健康で安心して暮らせる街にするためには感染症対策の充実が不可欠であり、ワクチンギャップに悩む子育て世代に経済的な格差無くすべてのワクチンを接種できるよう、現在の国の施策以上の助成が必要と考えられる。」		宇梶委員	○		
7	第4章	方向性2	2-2 現状と課題	P55	下から8行目 「…家庭の教育力の低下が指摘されていることから、家庭の役割を再認識し、状況の改善を図るとともに、…」	四項目二つ目の文章、「家庭の教育力の…状況の改善を図るとともに、」部分の教育については、方向性3(P.65)で触れるので、ここではこどもが地域社会の中で育つことの重要性についてまとめるのが良いかと思えます。 そこで、上記部分を「こどもが“地域”という開かれた社会の中で多くの人々と関わり、見守られながら育つことができるよう、」といった感じにされてはいいでしょうか。		伊藤委員	○	

新基本計画(原案)の第4章のうち方向性2及び方向性3に対する委員からのご意見【第2部会】

No.	原案の記載内容(第4章)				意見及び対案	意見の理由	委員	部会委員	第1部会への意見の再掲
8	第4章	方向性2	2-1 現状と課題	P53	少し「認識」の問題として触れておきたいのは、いくつか言われている病が、あたかも全部個人の責任であるかのように「生活習慣病」とされているように感じますが、いかなるものでしょう。病に冒されても初期対応が十分に取れる労働環境にあるかどうか、はたまた、その徴候のあった時点で医者に掛かることが出来る経済的基盤はどうなのかも関係して、悪化の道を進む人もいます。そういう人たちににとっては決して「主体的な健康づくり」など到底夢物語に過ぎません。その意味では、「ライフステージに応じた保健医療サービス」は、その市民が所属する労働の現場でも必要欠くべからざる中身になって来ると思いますが、し、「ワーク・ライフ・バランス」も問われるところだと思います。		細谷委員	○	
9	第4章	方向性2	2-1 施策の展開	P54	ここの展開では、「保健・医療・福祉」体制の確立が中心にならなければいけないだろうと思います。しかもそれには「時間・場所」の問題だけではなく、人の生命を扱うことの重大さを考えれば、それを担う医者・看護師を含めた人材の確保が欠かせないことも周知の通りです。その上に立って、「健康づくりの推進」「食の安全と環境衛生の推進」があると考えます。特にその中でも「妊婦検診」などは、十分な「検診費用」の援助なども個々のケースで必要になってくるでしょう。千葉市で「安心して出産できる体制」なども、支援の具体的内容として検討されてもいいのではないかと思います。また食品安全に関係しての「事業者による自主管理体制」なども、自主管理できる情報提供や経済的支援も必要になるのではないかと考えるのですが、いかがでしょうか。		細谷委員	○	
10	第4章	方向性2	2-2-1	P56	以下の内容に変更していただきたい。 「・保育所の整備(受け皿を増やしても保育の質を落とさない)や子どもルーム、病児保育施設の拡充をはじめとする様々なサービスの提供により、多様なニーズに対応した、仕事と家庭生活の両立支援の充実を図ります。 ・子育て支援センター、子育てリラックス館の充実などにより、子育て不安の軽減・解消を図ります。 ・ワクチンギャップに悩む子育て世代にVPD(ワクチンで防げる病気)のすべてのワクチンを接種できる施策の充実を図ります。 ・新婚・子育て世代向けの居住支援などにより、子育てしやすい住環境の創出を図ります。」		宇梶委員	○	
11	第4章	方向性2	2-2-1	P56	市民の関心が高い項目です。この項目で待機児童について触れないわけにはいかないかと思います。最初の文章一行目の読点前に、「待機児童対策をすすめ」という文言を加えてはいかがでしょうか？		伊藤委員	○	
12	第4章	方向性2	2-2 施策の展開	P56	2-2-1のタイトルは本文中にある「仕事と家庭生活の両立支援の充実」の方が適切ではないでしょうか。その意味での枠組み、器、人材確保が、「保育所の整備や子どもルームの拡充…」に繋がる中身としてあると思います。よってこの文章は「…拡充をはじめとする様々なニーズに対応できるよう、子育て支援の充実を図るために、人材の確保を積極的に行っていきます」と修正を希望します。 「既存施設の充実」や「居住環境の創出」は「器」の問題として1本にすることも文章的には検討が必要だと思いますし、「相談体制」なども「生活・保育・医療」などを含めた形での「解決の出来る相談体制」が求められるのではないのでしょうか。		細谷委員	○	
13	第4章	方向性2	2-2-2	P56	二項目に、千葉市が実際に行っている素晴らしいサービス「保育ママ」「子どもルーム」「放課後わくわく教室」等を明記したほうが、分かりやすくなるのではないのでしょうか？		伊藤委員	○	
14	第4章	方向性2	2-2-2	P56	・文言あるいは項目の追加 虐待あるいは育児放棄された子どもを保護するための、一次居住場所(避難場所)の確保及び地域住民と協力したネットワーク体制の構築による虐待児童等の早期発見・保護活動並びに継続的な支援体制の拡充	方向性2-2「現状と課題」中に児童虐待、DV問題の顕在化と表記されているものの、具体的な施策に係る部分がなく、包括的に「支援が必要な子どもや家庭に対し～」との表現にとどまっていることから、ある程度具体性をもった表記としてはいかがか。	池田委員		

新基本計画(原案)の第4章のうち方向性2及び方向性3に対する委員からのご意見【第2部会】

No.	原案の記載内容(第4章)					意見及び対案	意見の理由	委員	部会委員	第1部会への意見の再掲
15	第4章	方向性2	2-3 現状と課題	P57		「地域福祉」と言った場合、そこに住む市民が自立して生活を営めるように、必要な「保健・医療・福祉サービスの整備」がされているのが趣旨でしょう。しかしここでは「…行政によるサービス提供だけでは不十分…」として「支えあいの機能の強化」が求められています。ここそ行政の最大の任務であることを放棄してはならないと思います。 また「福祉」と言った場合、その対象になるのは「生活保護世帯」だけではなく、そこに住む市民の各層にわたる全体が対象になるのが当たり前のことです。勿論、「生活保護世帯」者に対する対応も「衣食住」を共に考えていかなければならないことは言うまでもありません。ただ、各主体の力に任せることが「地域福祉」ではないことを明確にしておきたいと思います。		細谷委員	○	
16	第4章	方向性2又は方向性4	2-3-1又は4-1	P58又はP77～79		・文言あるいは項目の追加 DV、ストーカー等の被害者保護の観点から一次居住場所(避難場所)の確保と経済面での就労支援を含めた継続的な支援制度の拡充整備	どちらの項目に盛り込むべきものかは検討を要するが、DV・ストーカー等の被害者の保護に関する施策も喫緊の重要課題であると思われる。	池田委員		○
17	第4章	方向性2又は方向性5	2-3-1又は5-2-5	P58又はP97		・文言あるいは項目の追加 経済的困窮を理由とした高齢者による犯罪の防止や刑務所出所者等の再犯防止に向けた、シルバー人材制度の拡充支援や積極的な就労支援制度の創設	どちらの項目に盛り込むべきものかは検討を要するが、現実的には経済的困窮を理由とした高齢者によるいわゆる「万引き」等窃盗事案の増加や刑期を終え出所したものの、就職先もなく経済的に行き詰まった者の再犯率の上昇が大きな社会問題となっているため、同問題を踏まえた施策を盛り込んでいかかか。	池田委員		○
18	第4章	方向性2	2-4 現状と課題	P59		「高齢者福祉」の拠点となるのであろう「地域包括支援センター」の活用状況に基づいた人材配置などはどうなっているのでしょうか。「…福祉人材の確保・定着に向けた一層の取り組みが求められている」と一般論的に言われても、「低賃金・労働環境の悪化があるがゆえに定着しようにも、定着出来ない事実もある」と耳にしています。そこをどう具体的に改善していくのかがなければ「絵に描いた餅」になりかねないかと危惧するのは私だけでしょうか？ また「一人暮らしの高齢者」や「老人世帯の生活実態」をどのように把握しているのか、また把握していくのか。その課題も大きいのではないのでしょうか。		細谷委員	○	
19	第4章	方向性2	2-4-1	P60	下から2行目	「…高齢者が生きがいを持てる場の確保や機会の創設を図ります。」 「高齢者が豊かな経験と知識をいかし、生きがいを持てる…」としてはいかががでしょう。		伊藤委員	○	
20	第4章	方向性2	2-5 現状と課題	P61～62		「家庭における介護機能の低下がみられる」と言われていますが、歴史的にみて、いわゆる「介護」は家庭の中で、しかも女性の無償労働によって支えられてきていました。しかし社会的にも経済的にも、その形では「無理」が明らかになり「介護保険制度」として、まだまだその内容には不十分さがあるものの社会的に考えられるようになってきたのだと思います。「障害のある人に対する介護」も、その意味では「国・県・市」立の機関で療育・社会復帰できるようにしていたものを、ドンドンと「家庭」に戻して今のような状況が作られてきているのではないのでしょうか。そういう意味ではこの部分の「また、家庭における介護機能の低下がみられます」という文章は削除すべきでしょう。ただ、今問題になっている「老老介護」などのケースは、きちんと実態を把握した考え方を提起すべきだと思いますが、いかががでしょう。「バリアフリー」の考え方も、客観的施策を土台としたものが必要であって、「心づかい」という精神的なものを他から求める姿勢はいかがなものかと思えます。だからと言って「心づかい」を必要ないということでは決してありません。		細谷委員	○	

新基本計画(原案)の第4章のうち方向性2及び方向性3に対する委員からのご意見【第2部会】

No.	原案の記載内容(第4章)					意見及び対案	意見の理由	委員	部会委員	第1部会への意見の再掲
21	第4章	方向性3	基本方針	P63		人を育てはぐくむためには、当然のこととして「人の手」による「教育」を通じた労働が必要になります。それは「先生」を初めとした専門的知識を有する人材です。それを男が担おうが女が担おうが、少なくともこの社会を構成する男女がそのもてる力を発揮していかなければいけません。 今は既に「男女」が「共同」し「参画」して、構成されている「社会」であるにも関わらず、女性が「子を産む」という一点だけで、「育児も女性」「家事も女性」「家族の介護も女性」としてきたのは一体誰なのでしょう、深く考える必要があると思います。その上に女性は、労働の場でも「結婚しているから」「子供がいるから」という理由で、待遇も男性の半分にも満たない条件の中で働かせられてきたのだと思います。そんな女性たちに、今「男女共同参画社会の形成に向けた軸になる」という呼びかけが、人手を必要とする「医療・介護」の大変な職場に女性を駆り出す(また、そこしか働く場がない場合も多いが)状況が作られつつあるのです。 もっと本質的なところから「男女共同参画社会」というものを見つめなおす必要があるのではないだろうかと思うのですが、いかがでしょうか。		細谷委員	○	
22	第4章	方向性3	3-1	P65	上から4行目		ここでも子供の「学ぶ意欲の低下、家庭の教育力の低下」が語られています。もっと原因を掘り下げた記述が必要でしょう。	細谷委員	○	
23	第4章	方向性3	3-1	P65	下から1～3行目全体	「また、子どもたちが積極的に意見を述べることは、…」	内容の再検討をお願いします。	意見には責任が伴うと思います。また、まちづくりの結果は長く残ると思います。 未熟な子どもの意見をまちづくりに活かしてしまうと、その子が大人になってから後悔するのではないかと心配です。	春川委員	
24	第4章	方向性3	3-1-2	P66	下から2行目	「子ども参画条例の制定」	削除をお願いします。	子ども参画条例の中身が判りません。第1回審議会でいただいた参考資料の中にも、同条例案の説明資料が見当たりませんでした。インターネットで探したのですが、他市にも同条例はないようです。 中身不明の条例制定を基本計画で決めてしまうのは良くないと思います。	春川委員	
25	第4章	方向性3	3-1-1	P66			確かにこれからの社会構成を考えていく時、「少子化」が問題であることは否定しません。しかし「児童生徒数が減少」したからと言って、「小中学校の統合」が当たり前に出てくるのは、どうも腑に落ちません。少なくとも今までの「大人数教育」の弊害も先生方は経験しているでしょうし、「少人数であるからこそ出来る教育」を望んできたのではないのでしょうか。「少人数教育」が「公平でない教育環境だ」と誰が決められるのでしょうか。「教育の質の向上」を担う先生方こそ、準備する時間的ゆとりと、充分に子供たちに気を使うことの出来る時間を持ちながら、その任務に当たってもらいたいと願うのは私だけではないはずです。	細谷委員	○	
26	第4章	方向性3	3-1-1	P66	上から7行目	「…特別支援教育の質的向上を図ります。」	「、特別支援教育の質的向上」とありますが、現状維持に止めるといった誤解を招くといけませんので、「特別支援教育の充実、質の向上」と併記されてはいかがでしょうか？	伊藤委員	○	
27	第4章	方向性3	3-2 現状と課題	P67			「生涯学習への参加」も「スポーツ活動への参加」も、「市民の参加」が「多くない」という現実をどう考えているのでしょうか。「それだけの余裕さえ持ちえていない」層が圧倒的に多いのではないのでしょうか。「…地域社会で生きる仕組み…」は、少なくとも「日々の衣食住が不安のない状況にある」ということでしょう。 しかしだからと言って「生涯学習」や「スポーツ」を否定するものではなくありませんことは付け加えておきます。	細谷委員	○	

新基本計画(原案)の第4章のうち方向性2及び方向性3に対する委員からのご意見【第2部会】

No.	原案の記載内容(第4章)					意見及び対案	意見の理由	委員	部会委員	第1部会への意見の再掲	
28	第4章	方向性3	・3-2 現状と課題 ・3-2-2	P67,68	・3-2 下から7行目 ・3-2-2 上から1行目	「…今後は、効果的な情報提供や民間施設の活用などにより、…」 ・3-2-2 「効果的な情報発信や指導者の育成、民間施設の活用、…」	原案には民間施設の活用が挙げられていますが、市内に点在する「公有の休閒施設・場所などの見直しや再整備」なども取り入れてゆきたいと思います。	一般的な市民感覚から、現状ではスポーツ・レクリエーションの活動基盤が概ね充足しているとは考えられないと思はれます。子どもの体力向上・中高年市民の健康づくり介護予防等のためにも、より身近に、より広く、手軽に利用できる活動基盤を提供してゆきたいと思ひます。住宅地の子どもは「裏通り」が唯一の遊び場、また中高年は遠隔・有料の「民間施設」に行くなどの状況をしばしば見聞します。住んでみたい千葉市づくりのためにも、将来的には郊外緑地帯などを生かし、すべての市民が利用できる「スポーツ・レクリエーション基地」の造成も構想として掲げたいものです。	岸岡委員	○	
29	第4章	方向性3	3-2-1	P68			「生涯学習」を受けられた方々は、自費で、「これからの生き方」を育てているのでしょう。確かに「企画・場所・講師」などは、それを主催する側が負担しているのですが…。その自費で育てた教養を「ボランティアで還元して地域社会で生きる仕組みづくりを進めよ」というのでは、地方自治体の持つべき任務を完全に放棄していることにはなりませんか。漠然とした「生きがい」だけでは、「衣食住」は満たされないのですから…。		細谷委員	○	
30	第4章	方向性3	3-5 現状と課題 施策の展開	P73～74			どうも「公共活動」という言葉が気になります。この言葉はp18の注の部分で触れられていましたが、ここでの説明はあまりにも行政の本来持つ役割を放棄して「多様な主体」がなすべき行動として提起されています。そこから出発している「この部分」では、「元気な高齢者の公共活動」「市民による主体的な公共活動」となると、「それでは、行政は一体何をやるのですか？」と問わざるを得なくなります。そしてやっと出てくるのが「男女共同参画社会の形成」です。この「形成に向けた取り組み」は具体的に何を言いたいのでしょうか。「個性と能力を十分に発揮できる」と言われますが、きつい言い方をすれば「なるべく金のかからないまちづくりの土台に女性の力を十二分に発揮してもらいましょう」と聞こえてくるのですが、いかがでしょうか。		細谷委員	○	